

情報共有システム実施要領（案）

令和3年1月

福島地方環境事務所

情報共有システム実施要領(案)

1. 目的

環境省福島地方環境事務所の工事および業務（以下、「工事等」という。）における受注者の施工管理業務および監督検査の効率化、書類処理等労力の軽減を図ることを目的として、工事書類等の処理に情報共有システムを活用するものとする。

2. 情報共有システム

情報共有システムは、第三者によって運営されるアプリケーションサービスプロバイダ（ASP）方式によることとする。

3. 対象工事等

対象工事等は福島地方環境事務所が発注する工事等とする。

なお、コンサル業務、役務等で書類等の処理手続きの頻度が少なく、情報共有システムの利用による効果が小さいと判断される業務等は対象外とすることができる。

4. ASP サービス提供事業者

発注者において ASP サービス提供事業者（以下「プロバイダ」という。）の特定は行わず、工事等の受注者が希望するプロバイダとし、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 情報共有システムで取り扱う情報

情報共有システムで取り扱う情報は、行政情報として「機密性 1」の範囲までに限定するものであることから、発注者及び受注者共に、その主旨を十分に理解し利用するものとする。

6. 費用

国土交通省土木工事積算基準書における諸経費率を適用する工事については、共通仮設費率（技術管理費）に含まれており、別途計上しないこと。上記以外については、プロバイダ選定の際に月額使用料等の費用を含め監督職員と協議し、変更契約時に技術管理費にて実費計上することとし、間接費の対象とはしない。なお、他詳細は下記の通りとする。

（1）工事数量総括表の記載方法は、「情報共有システム使用料一式」とする。

（2）費用は利用期間分の「月額使用料」とし、「初期設定料」が必要な場合は追加計上できるものとする。なお、パソコンおよびインターネットの開設・通信等に要する費用は受注者の負担とする。

7. 特記仕様書への記載

特記仕様書の記載例は次の通りとする。

「情報共有システム」を適用する工事等の特記仕様書記載例(案)

〇ー〇 情報共有システム

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。
2. 受注者は「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン（国土交通省令和３年３月）」に基づいて情報共有システムを活用するものとする。
3. 情報共有システムで取り扱う情報は「機密性１」の範囲までに限定するものであることから、その趣旨を理解し、個人情報等が含まれる情報は取り扱わず、別途、電子メール等により共有を図るものとする。
（補足）機密性１：情報公開法第５条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性が高い情報を含まない情報。
4. 受注者は本工事で使用する情報共有システムの選定にあたり、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能条件（Rev5.3）」（ただし、任意要件とオンライン電子納品を除く）の要件に加え、下記要件を満たすこととし、監督職員の承諾を得なければならない。
 - ・環境省ネットワークシステムで利用可能なインターネット用ブラウザ（IE 11 または Firefox）にアドイン等を導入することなく利用可能であること。
 - ・情報共有システムと利用者との通信は TLS 1.2 以上の方法で暗号化されること。
 - ・設定パスワード等は、初回ログイン時（パスワード再発行時を含む）に初期パスワードを任意のパスワードに変更する機能を有することとし、使用可能なパスワードは８文字以上で英字・数字・記号等を含めたものとする。
5. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID 数、ワークフロー機能の対象者等については、監督職員と協議の上決定する。
6. 受注者は情報共有システムのサービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破損、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
- 7.（国土交通省土木工事積算基準の諸経費計上の場合）
情報共有システムを利用する監督職員等及び受注者に関わる費用（登録料・使用料）は共通仮設費（技術管理費）に含まれている。
- 7.（国土交通省土木工事積算基準の諸経費計上以外の場合）
情報共有システムを利用する監督職員等及び受注者に関わる費用（登録料・使用料）については、別途協議するものとする。なお、受注者が使用するパソコン、インターネット回線等の利用環境の整備にかかる費用は協議の対象とはしない。
8. 情報共有システムを利用することが困難と判断される場合は、監督職員と協議の上利用の可否を決定する。
9. 工事関係書類等について情報共有システムによることが困難と判断される書類については、監督職員と協議の上利用の可否を決定する。
10. 受注者は、情報共有システムおよびその活用結果について、アンケート等の調査を行う場合は協力しなければならない。